

鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内に事務所又は活動拠点を有する民間企業・団体（法人格を有しないものを含む。）が、都市部等の県外に在住する親子を対象とした本県ならではの地域資源や人財を活かしたファミリーワーケーションプログラム（以下「プログラム」という。）を造成する経費を支援することで、都市部等からの親子単位の新たな人の流れを創出するとともに、子育て世代をターゲットとした家族単位の関係人口を創出・拡大することを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、「ファミリーワーケーション」の定義は、仕事を行わない未成年の子どもを同伴するワーケーション（親が仕事をする間、子どもの身の回りの世話をを行う親が不在のケースを含む。）とする。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請時期は、原則として、事業開始の20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、第5条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、

仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止もしくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（情報の公開）

第9条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし、活動の促進を図るため、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表する。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日に施行する。

附 則

この改正は、令和5年3月28日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 県補助率	5 補助限度額
<p>都市部等の県外に在住する親子を対象として実施する本県ならではの地域資源や人財を生かしたプログラムを造成し、実施する事業。ただし、プログラムは以下をすべて満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2泊3日以上行程であること ・ワーク環境（県内の主要なワーケーション拠点で仕事を行うもので合計5時間以上。）を提供するものであること ・子どもの月齢・年齢に応じた子ども向け体験プログラム（未就学児は一時預かりのみでも可。）を提供するものであること <p>※次の事業は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教的または政治的意図を有する事業 ・社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業 ・国又は県から補助金（本補助金を除く。）の交付を受けている事業 	<p>県内に事務所又は活動拠点を有する民間企業・団体（法人格を有しないものを含む。）のうち次に掲げるもの以外のもので、県が委嘱する鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成支援アドバイザーによる伴走支援を受けて事業実施する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団または暴力団等の統制下にある団体等 ・実体のない団体等 	<p>（1）補助事業を実施するために必要と県が認める経費</p> <p>以下の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営に係る恒常的な経費 ・人件費 ・団体構成員に対する個人給付的な経費（事業に主要な役割を果たすものを除く。） ・団体等のみが利益を受ける資産形成となる経費 ・食糧費（事業実施に必要不可欠なものを除く。） ・その他交付対象として不適当と認められる経費 <p>（2）団体の構成員に対し報償費及び旅費を支払う場合、事業に主要な役割を果たす場合に限り対象とする。この場合、限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。</p>	<p>1/2</p>	<p>300千円 （交付回数の上 限：各年度 ごとに2回）</p>

		(関係者の声)
	成 果 及 び 課 題	※事業を振り返り、今後の活動に反映すべきこと等を具体的に記載すること。
他の補助金の活用の 有無		[有 ・ 無] (名称:) ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
消費税の取り扱い		<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

(注1) 申請時には、別紙様式（申請者活動状況調）、事業内容に関するもの（スケジュールなど）を添付すること。

(注2) 自らが行う広報については、本補助金を財源として実施していることを明記すること。

(注3) アンケート等で参加者の声を聴き、実績報告時に記載すること。

(注4) 実績報告には、領収書等の経費を支払ったことが分かる書類の写し実施状況を示す写真、チラシ、プログラム、広告掲載の写し、新聞記事等を添付すること。

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話： E-mail：	ファクシミリ：	

様式第2号（第5条、第8条関係）

鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
本補助金				
合 計				

2 支出

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
補助 対象 経 費				
	小 計			
補助 対象 外 経 費				
	小 計			
合 計				

(別紙様式) (様式第 1 号に係るもの)

申請者活動状況調

(ふりがな) 申請者名		代表者 職・氏名	
所在地	〒 電話番号 ファクシミリ		
申請者の性格	①個人 ②任意団体 (常設組織・臨時組織) ③法人 ④その他 ()	設立年月日 (活動開始年月)	年 月 日 (年 月)
団 体 用	設立目的		
	組織状況	会員数	人 / 事務局スタッフ 人 役員の構成
活動内容			
主な活動実績 (過去 2 年間 程度)			

(添付書類)

< 事業計画提出時 >

- ① 団体規約 (規約がない場合は、団体目的、活動概要がわかる書類)、構成員の名簿、事業計画書・予算書など

様

職氏名

年度鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（連絡先： ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、事業計画書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金交付要綱（令和4年3月24日付第20220000610号鳥取県交流人口拡大本部長通知）（以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
申請者 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金に係る
仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあつた鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、第8条第4項の規定に基づき次のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号（第8条関係）別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法